

＜国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方へ＞

各被保険者証の更新についてのお知らせ

令和2年8月1日以降にご使用いただく各被保険者証については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険の被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者証
配達期間	7月1日(水)～14日(火)まで	7月13日(月)～22日(水)まで
配達方法	簡易書留	
不在時の受取方法	◆7月15日(水)～21日(火)までの間… 牛久郵便局窓口においてお受け取り ※詳しくは不在時に投函される「郵便物お預かりのお知らせ」をご覧ください。	◆7月23日(木)～29日(水)までの間… 牛久郵便局窓口においてお受け取り
	◆7月22日(水)以降…医療年金課 ※被保険者証の受け取りの際には、本人確認できる証明資料(免許証、健康保険証、住基カードなど)と印鑑が必要です。	◆7月30日(木)以降…医療年金課
問い合わせ	医療年金課☎内線1724～1727	医療年金課☎内線1721、1722

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料(税)の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方で、次の条件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

減免の対象者

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

保険料(税)を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の方
 (1)主たる生計維持者の令和2年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が、前年と比べて30%以上減少する見込みであること。
 (2)主たる生計維持者の、前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 (3)主たる生計維持者の、前年比30%以上の減収見込みの収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

保険料(税)の一部を減額

傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方で、次の条件を満たす方を対象に、傷病手当金を支給します。

支給対象者

- 次の(1)～(3)の全てに該当する方
- 牛久市の国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入していること
 - 雇用されており給与等の支払いを受けていること
 - 新型コロナウイルス感染症に感染(発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む)し、療養のため労務に服することができないこと

支給対象日数

労務不能となって休み始めた日から、連続した3日間は待定期間(有給休暇、公休日、祝日を含む)となり、4日目以降の就業できなかった日が給付の対象になります。

支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

※1日当たりの支給額については上限があります。
 ※給与等の一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金と給与等の差額が支給されます。

適用期間

支給開始日(3日を経過した日)が令和2年1月1日から9月30日の間にある場合に適用。ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6カ月まで。

※詳しくは市ホームページへ。

【問い合わせ】医療年金課◆国民健康保険について…☎内線1724～1727 ◆後期高齢者医療保険について…☎内線1721、1722 茨城県後期高齢者医療広域連合☎029-309-1213

